

シンガポール
商標法
(第 332 章)
商標規則

様式 TM 4

商標、団体標章、または証明標章の
登録出願

本様式の記入にかかる時間は7～15分間です。

全般的な説明

- a. この願書には慎重に記入してください。出願提出後は最小限の変更しか認められませんのでご注意ください。補正には手数料が必要となります。
- b. 本様式に記入する前に、「願書の記入について (Completing the Application Form)」のガイドラインをお読みください。
- c. 本様式に設けられている記入欄では足りない場合は、別紙を使用してください。
- d. 本様式にかかる手数料は類ごとの納付となります。
- e. 納付された手数料は、本出願が登録に至らなかった場合も含め、返金されませんのでご注意ください。

- 1 この出願が商標、団体標章、もしくは証明標章のいずれであるかを指定してください。

- 商標
- 団体標章
- 証明標章

注

団体標章または証明標章についてはこの出願から9ヶ月以内に規約を様式 TM 10 で提出してください。

(1つのみ選択)

- 2 商標の表示

注

- a. 別紙を使用する場合、標章がA4よりも大きくならないようにしてください。
- b. 形状の出願である場合、その形状を描写するすべての図を提出することにより、その形状が十分に定義されるようにしてください。
- c. 色つきで標章の表示を添付している場合、その色で標章が登録されることにご注意ください。色つきでの標章登録を希望しない場合は、白黒の標章表示を添付してください。
- d. 白黒の標章表示を添付している場合、登録局ではそれらの色を標章の特徴とみなさないことにご注意ください。

3 標章が図形を包含しているもしくはこれで構成される場合、その図形を言葉で表現してください。

4 一連の標章の出願である場合、出願される一連の標章の数を 記入してください。

5 この出願で優先権を主張する場合は、主張の詳細を付属書類 A に明記してください。

6 次に挙げるものが主張されるかどうかを示してください。「はい」の場合、下記の第 7 項に記入してください。

- 三次元の形状
- 包装の外観
- 商標としての色
- 非従来型の標章（音響など）
[具体的に示してください]

注

商標としての色には、商標が色だけで構成される場合のみ、印を付けてください。

(該当するものに印を付けてください)

7 三次元の形状、包装の外観、商標としての色、またはその他の非従来型の標章が主張される場合、そうした特別な特徴の請求内容を言葉で表現してください。

8 標章の一部の排他的使用の権利を放棄すること、または標章の下で主張する権利をいずれかの形で制限することを希望する場合は、その制限（色の制限など）または部分放棄を明記してください。

- 9 標章が英語以外の言葉を包含しているもしくはこれで構成される場合、その語源を示してください。そうした言葉が新造語で、その業界における意味がない場合は、その旨を明記してください。翻訳可能であれば、下記の第 10 項に記入してください。

--

- 10 標章が英語以外の言葉またはローマ字以外の文字を包含しているもしくはこれで構成される場合、英語の翻訳または音訳を記入してください。

言葉または文字の表示	
言葉または文字の言語	
個々の言葉 / 文字および全体としての言葉 / 文字の翻訳	
文字の音訳	

(翻訳または音訳は公認翻訳者によるものもしくは辞書に掲載されているものを添付のこと)

- 11 商品 / サービスの明細*

詳細を付属書類 B に記載のこと。

*状況に応じて削除

12 登録出願人の詳細

会社コード
(該当する場合)

名前

住所

市民権または
設立国

設立州
(米国企業の場合)

単独所有者または
パートナーの名前
(単独所有または
パートナーシップ
の場合)

13 送達宛先

注

送達宛先はシンガポール国内であること。

代理人コード
(該当する場合)

名前

住所

14 宣言

注

ここで行われる宣言は商標規則の規則 19(4)に基づく異議申立に打ち勝つことを意図したものではありません。

この商標は、取引の過程において、陳述された商品またはサービスに関して出願によりまたは出願人の合意を得て使用されるものである、あるいはそのように使用される誠実な意図がある。

署名

日付

_____ 年 _____ 月 _____ 日

名前

(活字体)

直通電話番号

提出されるページの合計枚数
(付属書類 A および B を含み、カバーレターは含まない)

この付属書類には、優先権を主張する場合の未記入のこと

付属書類 A

注

所定の記入欄では足りない場合は、続きを別紙に記入してください。

優先権の主張1件につき、1枚を使用してください。

類別番号

国名

請求日

 - -
年 月 日

商品 / サービス*

この類で請求されるすべての商品もしくはサービスについて優先権を主張
しますか？ はい いいえ

「いいえ」の場合、優先権が主張されるすべての商品またはサービスを記
入してください。

*状況に応じて削除

注

1. 所定の記入欄では足りない場合は、続きを別紙に記入してください。優先権の主張1件につき、1枚を使用してください。
2. 類を番号順に列挙し、類別番号の下に当該類に該当する商品またはサービスをアルファベット順に列挙してください。
3. ここに列挙する商品およびサービスはニース協定で規定された商品およびサービスの国際分類に従っていなければなりません。従っていない場合、登録官が修正を要求することがあります（その場合、手数料がかかります）。
4. 商品およびサービスの国際分類に関する情報、ならびに商標に関して使用を意図する商品およびサービスの分類調査の実施は、<http://tmsearch.ipos.gov.sg/eTMSearch/ICGS.jsp#>をご覧ください。

類別番号

商品 / サービス*

*状況に応じて削除